

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 大崎市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) <北部地区外国人児童生徒支援連絡協議会> (1) 構成員 ・ 北部管内各市町教育委員会教育長6名 ・ 事務局(大崎市教育委員会部長1名、参事1名、課長1名、副参事1名、指導主事1名) (2) 研修会等における連携先及び参加者 ・ 北部管内各市町教育委員会 ・ 北部管内小・中・義務教育学校日本語担当教員等 ・ 大崎市立おおさき日本語学校教職員 等
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 北部地区外国人児童生徒支援連絡協議会 4月:北部地区における帰国・外国人児童生徒等の現状と課題整理、支援体制等についての協議 8月:外国人児童生徒等の指導・支援に係る研修及び情報交換の実施 1月:今年度の成果と課題の整理、次年度の事業計画案についての協議 (2) 学校における指導体制の構築 ① 外国人児童生徒支援アドバイザーの派遣 ・ 小・中・義務教育学校において「特別の教育課程」による指導体制が構築できるよう、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、委託先である宮城県国際化協会からアドバイザーを派遣した。 【アドバイス内容】 ・ 特別の教育課程の編成・実施等に関すること ・ 異文化への理解促進等に関すること ② 外国人児童生徒サポーターの派遣 ・ 小・中・義務教育学校において日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、児童生徒に日本語指導を行うため、委託先である宮城県国際化協会からサポーターを派遣した。 【サポート内容】 ・ 日本語学習支援・教科学習支援に関すること ・ 学校における担任や教科担当等と連携した指導体制の充実に関すること ・ 学校生活上の支援に関すること ③ 通訳の派遣 ・ 就学に関する説明等の実施時に、宮城県国際化協会から通訳を派遣した(対面またはオンラインにて実施)。 ④ 外国人児童生徒等の支援に係る研修会の開催 ・ 研修会を年1回開催し、外国人児童生徒等に対する支援についての理解を深めた。 ・ 日本語指導担当教員の日本語指導・教科指導力の向上や、日本語指導担当教員同士の情報共有

を図った。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」による日本語指導の実施のための校内外国人児童生徒支援委員会等(北部地区外国人児童生徒支援連絡協議会の活動も含む)を設置した。

4月:「特別の教育課程」の編成と実施についての説明、共通理解

6月:個別の指導計画に基づいた指導実践の共有

7～1月:個別の指導計画の見直し、指導や支援の改善

2月:達成目標の評価

(4)成果の普及

- ・ 北部地区外国人児童生徒支援連絡協議会及び研修会において、本市の外国人児童生徒等への支援体制について説明するとともに、各校の実践事例等を共有し、成果の普及を図った。
- ・ 委託先である宮城県国際化協会が実施するオンライン研修会等において、本市における日本語指導の取組や校内支援体制の整備状況、実践を通して得られた成果について発表し、関係自治体や関係者への情報発信を行った。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、委託先である宮城県国際化協会からサポーターを派遣して、児童生徒に日本語指導や日本での学習や生活における支援を行った。
- ・ インド及びパキスタンから入国した保護者に対し、就学に関する説明等の実施時に、対面またはオンラインにて通訳を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

①成果

本取組を通して、関係者が各市町における外国人児童生徒等の受入れ状況や支援の現状、課題について共通理解を図ることができた。また、他自治体や学校における具体的な取組事例を共有することにより、外国人児童生徒等に対する指導・支援の在り方について理解が深まり、各地域における支援体制の構築及び指導・支援の質の向上につながった。さらに、関係機関及び関係者間での情報共有が進んだことにより、相互の連携体制の強化が図られた。

②課題

本取組を通して、外国人児童生徒等への支援の現状や課題について関係者間で共有を図ることができた一方で、日本語指導体制や関係機関との連携には地域差が見られること、また研修会において協議の時間が十分に確保できなかったことが課題として挙げられる。今後は、協議の機会の充実を図るとともに、関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実に取り組んでいく必要がある。

(2)学校における指導体制の構築

①成果

専門家や日本語指導サポーターの支援を受けながら日本語指導を実施したことにより、各学校における日本語指導体制の充実が図られた。また、受入経験の少ない学校においても、円滑な受入体制の構築につながった。さらに、児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援により、学習内容の理解や授業への参加意識の向上が見られた。加えて、研修やアドバイザー派遣を通して指導・支援に関する理解が深まり、日本語指導担当教員同士の連携の強化にもつながった。

②課題

本取組により、日本語指導体制の充実や支援の充実が図られた一方で、県から配分された予算の範囲内での実施であったことから、必要とする全ての児童生徒に対して十分に日本語指導サポーターを配置できない場面が見られた。今後は、限られた人材や予算を効果的に活用しながら支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、日本語指導の一層の充実に努めていく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

①成果

「特別の教育課程」による日本語指導の実施に当たり、校内支援委員会等を通してカリキュラム・マネジメントについて共通理解を図ることができた。また、学級担任や教科担任、管理職、日本語指導サポーター等の役割を明確にした個別の指導計画を作成し、実施と見直しを行う体制を整えることができた。これにより、対象児童生徒の日本語力の向上や在籍学級の学習への参加の促進につながった。

②課題

本取組により、「特別の教育課程」による日本語指導の実施体制の整備や個別の指導計画に基づく指導の充実が図られた一方で、日本語指導の専門性を有する人材の確保や指導時間の確保、教職員間での理解の更なる深化が課題として挙げられる。今後は、校内支援体制の充実を図るとともに、関係者間の連携を一層強化して、日本語指導の質の向上に努めていく必要がある。

(4)成果の普及

①成果

本市における外国人児童生徒等への対応や支援体制について情報発信を行ったことにより、外国人児童生徒が在籍する各校及び関係者に広く周知を図ることができた。

②課題

本取組により、外国人児童生徒が在籍する学校に対しては、本市の支援体制や取組について一定の周知を図ることができた一方で、在籍していない学校に対しては周知が十分とは言えない状況も見られた。今後は、より多くの学校や関係者に取組内容を共有できるよう、周知の機会や方法について更に検討し、理解の促進と支援体制の充実につなげていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

①成果

専門的な知識を有するサポーターによる日本語指導や支援を行ったことにより、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応が可能となり、学習内容の理解や授業への参加意識の向上につながった。また、就学に関する説明の場において通訳を活用することで、保護者や児童生徒、学校との間で正確な情報共有を図ることができ、円滑な就学に向けた準備につながった。

②課題

サポーターによる日本語指導や支援により、児童生徒の理解の促進や授業への参加意識の向上が見られた一方で、サポーターの利用時数には制限があることから、サポーターが不在の時間における校内での支援体制の整備が課題として明らかとなった。今後は、学級担任や関係教職員が連携し、早期に校内での支援体制を構築できるよう体制づくりを進めていく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	5人 (3校)	3人 (2校)	1人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		5人 (3校)	3人 (2校)	1人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

今後も、今年度の取組を踏まえ、外国人児童生徒等への支援体制の充実を図るとともに、「特別の教育課程」による日本語指導の実施、関係機関との連携、研修会の開催等を継続して実施していく予定である。また、各校の実践事例や成果を共有しながら、外国人児童生徒等への指導及び支援の一層の充実を図っていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。